

◎利用調整にあたっては、「(1) 基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。
 ◎「(1) 基本点数表」において同点で並んだ場合は、「(2) 調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。
 ◎「(2) 調整指数表」同一点数で並んだ場合は、「(3) 優先順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

1. 保育利用調整基準(基本点数表)

	事 由	保育できない理由・状況	基本点数
1	就 労	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上就労している場合	100
2		月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上就労している場合	90
3		月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上就労している場合	80
4		月64時間以上就労している場合	70
5	妊娠・出産	出産の準備または休養を要する場合	40
6	疾 病	疾病などにより入院している（入院する）場合	100
7		入院に相当する治療や安静が必要であり、常時寝たきりである場合	100
8		重度な症状等で、日常的に安静を要し、保育が困難である場合	90
9		定期的に通院、加療が必要であり、保育が困難である場合	70
10		上記区分を除き、疾病により保育が困難である場合	60
11	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級または療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合	100
12		複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	90
13		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級または療育手帳B1・B2の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	80
14		上記区分を除く障がい手帳の交付を受けている場合	60
15	介護・看護	入院または自宅療養中で常時介護を要する場合	80
16		月に16日以上通院・加療が必要であり、付添を要する場合	60
17		病人等の介護や通院・通所の付添のため、上記区分に該当しない範囲で保育に支障がある場合	50
18	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により復旧活動にあたっている場合	100
19	求職活動	ひとり親世帯または生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合または、生計中心者の失業により、求職活動中である場合	60
20		上記区分を除き、求職活動を継続的に行っている場合	30
21	就学 (学校または 職業訓練)	月140時間以上就学している場合	70
22		月120時間以上就学している場合	60
23		月96時間以上就学している場合	50
24		上記区分を除き、就職に必要な技能習得のために就学している場合	40
25	その他	虐待 児童虐待またはその恐れがある等、社会的養護が必要である場合 ※1	
26		DV 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である場合	50
27		その他 町長が認める場合 ※2	
28	町外在住	河南町外に在住している場合（転入予定者は除く） ※3	20

※1 緊急度が高いため点数を付与せず、最優先に調整を行う

※2 児童福祉の観点から、個別に判断する

※3 町外在住の場合は、父母の保育できない理由・状況にかかわらず「町外在住」を適用する

●ひとり親世帯（離婚後もなお同居している場合は除く）については、当該ひとり親の基本点数と140点との合算を基本点数とする

2. 保育利用調整基準(調整指数表)

	内 容	指数
1	ひとり親世帯等 ※1	+10
2	生活保護世帯（就労による自立につながる場合に限る）	+5
3	父母のいずれかが単身赴任により常時家庭にいない場合	+5
4	育児休業取得を理由に保育施設等を退園した児童が、育児休業明けで再入所を希望する場合	+4
5	就労予定の場合	-5
6	きょうだいが利用中の保育施設等を希望する場合	+4
7	利用申し込み時点で、就労により、ぽけっとルーム（非定型的保育）を月64時間以上利用している場合	+5
8	当初利用希望日からの待機継続期間が6ヶ月以上の場合	+6
9	保育士または幼稚園教諭の免許を有しており、かつ町内認可保育施設等で就労している（就労予定である）場合 ※2	
10	保育施設等に対象児童が入所しており、転園を希望する場合 （きょうだいが在園する園への転園など、やむを得ないと認められる場合を除く）	-10
11	保育施設等へ申し込みをしていない就学前の児童がいる場合 （保育施設等へ入所できない状況にある場合を除く）	-4
12	正当な理由なく保育料を滞納している世帯	-3
13	その他、児童状況等から町長が特に必要と認める場合 ※3	

※1 河南町教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則

別表備考における「ひとり親世帯等」に該当する場合（ただし、第一項のひとり親の場合を除く）

※2 町内認可保育施設等の状況を鑑み、個別に判断する

※3 児童福祉の観点から、個別に判断する

3. 保育利用調整基準(優先順位表)

1	ひとり親世帯
2	要件間の優先順位（①～⑩の順） ①災害 ②就労（居宅外） ③就労（居宅内：自宅兼店舗や、自宅兼工場、内職の場合等を想定） ④生活保護世帯の求職活動 ⑤疾病 ⑥障がい ⑦介護・看護 ⑧就学 ⑨出産 ⑩求職活動
3	当該保育施設等の希望順位が高い世帯
4	養育している児童（小学生以下）が多い世帯
5	保護者の合計就労(就学)時間が長い世帯
6	経済的状況（保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先）